

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成25年8月20日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成25年8月20日(火曜日)

午前10時1分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取り組みについて（政策評価表による報告）

報告事項

①文部科学省体罰に係る実態把握（第2次報告）に関する処分等結果及び体罰防止策について

②2019年女子世界ハンドボール選手権大会の熊本県への招致について

出席委員

(8人)

委員長 高野洋介
副委員長 九谷高弘
委員 山本秀久
委員 早川英明
委員 荒木章博
委員 松田三郎
委員 鎌田聡
委員 前田憲秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一
教育理事 柳田幸子
総括審議員兼教育指導局長 瀬口春一
教育総務局長 柳田誠喜
教育政策課長 能登哲也
学校人事課長 山本國雄
社会教育課長 福澤光祐

文化課長 小田信也

施設課長 清原一彦

高校教育課長 上川幸俊

政策監兼高校整備推進室長 田村真一

義務教育課長 緒方明治

特別支援教育課長 高橋次郎

人権同和教育課長 池田一也

体育保健課長 平田浩一

警察本部

本部長 西郷正実

警務部長 黒岩操

生活安全部長 浦次省三

刑事部長 浦田潔

交通部長 木庭強

警備部長 吹原直也

首席監察官 吉長立志

参事官兼警務課長 福田泰三

参事官兼会計課長 牧野一矢

理事官兼総務課長 奥田隆久

理事官兼監察課長 村上文明

参事官兼生活安全企画課長 甲斐利美

参事官兼刑事企画課長 林修一

参事官兼交通企画課長 高山広行

理事官兼交通規制課長 安武秀則

参事官兼警備第一課長 佐藤正泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小夏香

政務調査課主幹 山鹿公嗣

午前10時1分開議

○高野洋介委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に8名の傍聴の申し出

がありましたので、これを認めることとしました。

次に、6月の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

福澤社会教育課長。

（福澤社会教育課長自己紹介）

○高野洋介委員長 議題に入ります前に、田崎教育長及び西郷警察本部長から挨拶があります。

まず初めに、田崎教育長。

○田崎教育長 説明に先立ちまして、委員の皆様方におわびを申し上げます。

8月の教育委員会におきまして、体罰、飲酒運転及び速度超過事案につきまして、計5件6人の懲戒処分を行いました。これら全ての行為は、教育に携わる教育公務員としてあるまじき行為であり、教職員の倫理観の欠如から発生した事案であり、心からおわびを申し上げます。

今後は、市町村教育委員会、学校及び教職員一丸となり、県民の皆様の信頼回復のため、不祥事の根絶に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

委員の皆様には、今後とも、御助言、御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高野洋介委員長 続きまして、西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 おはようございます。

委員の皆様方には、平素から、警察行政各般にわたり、格別の御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして心からお礼を申し上げます。

私からは、熊本東警察署等複合施設の業務開始について御報告をいたします。

熊本東警察署等複合施設に関しましては、

おかげをもちまして、予定どおり7月16日から業務を開始することができまして、新庁舎に勤務する職員は、気持ちを新たに、県民の期待に応えるべく、業務に邁進をしているところであります。

県警では、今後とも、総力を挙げて、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けまして取り組みを進めてまいります。

委員の皆様方には、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○高野洋介委員長 それでは、本日の議題であります幸せ実感くまもと4カ年戦略について、総括評価表による全体説明の後、施策評価について、教育委員会、警察本部の順に説明をお願いいたします。

なお、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、説明を行われる際は、着席のままです。

それでは、教育委員会の能登教育政策課長から政策評価の総括説明を、その後、担当課長から、施策評価の取り組みについて、順次説明をお願いいたします。

初めに、能登教育政策課長。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

それではまず、お手元のA3横の資料、平成25年度政策評価案(総括評価表)に沿って御説明をさせていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページの「幸せ実感くまもと4カ年戦略」と政策評価についてをお願いいたします。

左側、(1)幸せ実感くまもと4カ年戦略の推進についてをごらんください。

限られた経営資源のもとで効率的な行政運営を行うため、前の戦略に引き続きまして、ページの中ほどから下に図を示しておりますPDCAマネジメントサイクルを活用いたし

まして、新4カ年戦略の着実な推進を図ることといたしております。

次に、1ページ右側の(2)本県の政策評価についてをごらんください。

①県民の視点での分かりやすい政策評価、②新4カ年戦略の階層に沿った評価、進捗管理、③評価結果の活用の3つの基本的考え方に基きまして、政策評価を進めていくことにしております。

右側の2ページは、1ページ右側のピラミッド形の上半分、政策評価に係る各評価表の対応関係を参考資料としてお示ししております。

次に、3ページをお願いいたします。

平成25年度政策評価の概要をまとめております。

左側、(1)本県を取り巻く社会情勢を踏まえた今後の対応をごらんください。

最初に、新4カ年戦略の策定から1年が経過した現時点での全体としての評価を記載しております。

一定の成果が上がっており、全体としては、おおむね順調に推移しております。しかし、2段落目以降に、策定時から本県を取り巻く社会情勢が大きく変わってきているということで、その変化に対する県の対応を記載しております。

次に、ページの中ほどから下の(2)データで見る新4カ年戦略の推進状況等についてをごらんください。

①県民アンケートですが、5月に県内在住の満20歳以上の男女1,500人を対象に実施いたしました新4カ年戦略に関する意識調査の結果を、ア、活力を創るからエ、百年の礎を築くの4つの取り組みの方向性ごとに整理しております。

4ページ右側の参考、幸せ実感くまもと4カ年戦略の認知度をごらんください。

「知っていた」の回答が36%と、県民の3人に1人は知っていたという結果でございます。

した。これまで行ってまいりました情報発信に加え、今後は、くまモンの活用などにより、戦略への関心を高め、理解につながるような工夫をしております。

次に、②戦略指標の動向でございますが、延べ77の戦略指標のうち、集計中のものを除く動向でございます。

全体では、56指標が上向き、4指標が横ばい、9指標が下向きとなっております。また、そのうち10指標が、最終年度、平成27年度でございますが、その目標値を達成いたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページから12ページにかけまして、戦略の4つの方向性ごとに評価をまとめております。

本日は、時間の関係もございますので、教育庁のかかわりが最も深い4つ目の方向性、百年の礎を築くにつきまして、関連部分の御説明をさせていただきます。

申しわけございません。11ページをお開きください。

総括評価表Ⅳ、百年の礎を築くでございます。

誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもとを目指して、戦略11から戦略15までの施策体系をまとめております。

県民アンケートによりますと、教育庁関係では、戦略15の夢を叶える教育の各施策ともっと力を入れて取り組んでほしいと回答した人の割合が、他の戦略、11から14と比較すると高くなっております。

次に、右側の12ページをごらんください。

ページの左側の戦略指標の動向でございますが、おおむね順調に取り組みが進んでおりますが、教育庁関係では、戦略15の夢を叶える教育に関する指標で、教科の学習が「分かる」と回答した児童、小3でございますが、の割合など、低下しているものもございませ

次に、ページ右側の平成24年度の主な成果・今後の課題や方向性でございます。

まず、戦略12、悠久の宝の継承の主な成果といたしましては、1つ目の白丸、鞠智城につきましては、シンポジウムや研究成果の報告などにより、知名度や歴史的価値の認知度が上昇しております。

今後の課題や方向性といたしましては、1つ目の黒丸でございますが、先日東京でのシンポジウムを開催いたしました。鞠智城の認知度と研究の活性化などを上げております。

次に、戦略13、環境を豊かにでございます。

今後の課題や方向性といたしまして、黒丸の3つ目の後半でございますが、水俣病の教訓や再生に取り組む姿を子供たちが現地で学べるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、戦略14、熊本アカデミズムでございます。

主な成果といたしまして、4つ目の白丸のとおり、県学力調査の結果、英語が「好き」「分かる」と回答した生徒の割合は、ともに年度目標を達成しております。

最後に、戦略15、夢を叶える教育では、主な成果といたしまして、1つ目の白丸の中ほどでございますが、くまもと家庭教育支援条例の制定によりまして、家庭教育の重要性への理解が向上したこと、3つ目の白丸の海外高校留学者数が、県立高校11人、私立高校8人に増加したことなどを上げております。

今後の課題や方向性といたしましては、1つ目の黒丸のとおり、市町村教育委員会等と連携した「親の学び」講座の開催を初め、くまモンが活用できる教育プログラム開発の推進、最後の黒丸でございますが、高校生の海外へ挑戦する意識の醸成と進学の実績づくりなどを考えております。

再び11ページをごらんください。

4カ年戦略の4つ目の方向性、百年の礎を

築くの中で、教育庁のかかわりが最も深い戦略が、ページ右下の戦略15、夢を叶える教育でございます。

この戦略は、施策73の学力を育むから施策75の夢を拓げるの3つの施策で構成されております。

本日は、教育庁のかかわりが最も大きい施策73の学力を育むにつきまして、関係課から、具体的な事業の平成24年度の主な成果や本年度の推進方針、推進状況、今後の方向性について、御説明させていただきます。

申しわけございません。お手元の説明資料（平成25年度政策評価〔施策評価〕関係）教育委員会というA4横の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

最上段の右枠に記載がありますが、教育委員会の主な施策、学力を育む～子どもたちの確かな力の育成～につきまして御説明いたします。

この施策は、1ページから6ページまでの大きく4つの取り組み内容で構成されております。

まず、1ページに記載がある1つ目の取り組み内容では、地域の人材等を活用して、小学校低学年から読み、書き、計算の基礎学力を徹底して身につけさせ、確かな学力の向上を図り、また、我が国や郷土くまもとの歴史、文化などを理解し、愛する態度の醸成や道徳教育の充実により豊かな人間性を育むとともに、健康、体力の向上を図り、社会人としての基礎的な資質を育むこととしております。

次に、説明資料の4ページをお願いいたします。

2つ目の取り組み内容では、幼児期から家庭において基本的な生活習慣を身につけることができるよう、教育の出発点は家庭からを合い言葉に、親の学びを支援することとしております。

次に、説明資料の5ページをお願いいたします。

3つ目の取り組み内容では、くまモンを子供たちの教育活動に活用することとしております。

次に、説明資料の6ページをお願いいたします。

4つ目の取り組み内容といたしましては、多様化、深刻化するいじめや不登校などさまざまな学校での課題に的確に対応するため、スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、対象を高校生まで拡大することとしております。

以上、具体的な取り組み内容につきましては、後ほど所管課から御説明させていただきます。

申しわけございません。説明資料の1ページをお願いいたしまして、1つ目の取り組み内容につきまして、関係課から御説明させていただきます。

まず、教育政策課の取り組みについて御説明いたします。

1ページでございます。

「授業マイスター」認定事業につきましては、平成24年度の主な成果といたしまして、すぐれた教育活動を行っている教員を授業マイスターとして認定いたしまして、13回の公開授業の開催により、参加者は延べ733人となりました。参加者は、マイスターの実践的指導力を見学しまして、みずからの授業の改善に役立っているところでございます。また、授業マイスターにつきましては、各種研修会の講師としても指導、助言を行っております、本県教員の指導力向上のため、活躍しております。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、5月に新たなマイスター5名を認定いたしまして、合わせて23名の授業マイスターが、公開授業や研修会などを通じて、本県教員の指導力のさらなる向上に引き続き取り組

んでいるところでございます。

今後の方向性といたしましては、多くの教員の公開授業等への参加機会を確保することなどによりまして、本県教員のさらなる指導力向上を図ることとしてしております。

次に、熊本県教育情報化推進事業のICTを活用した未来の学校創造プロジェクトでございますが、この事業は、平成25年度の新規事業となります。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、教科指導等において、タブレットPCや電子黒板、デジタル教科書などのICTを効果的に活用することで児童生徒の確かな学力の向上を図ることを狙いとしております。

現在、研究推進校におきまして、事業の具体的な展開を計画しているところでございます。

今後の方向性といたしましては、本事業の効果を全県的に普及啓発いたしまして、児童生徒の情報活用能力の育成や、ICTを活用した確かな学力の定着化を実現させることとしております。

教育政策課は以上でございます。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

資料の1ページの下の段をごらんいただきたいと思っております。

「夢への架け橋」教育支援事業につきましては、平成24年度の主な成果といたしまして、サポーターを小中学校に19名、特別支援学校に13名配置をいたしまして、小中学校における教室外登校者に対する学習指導や特別支援学校における重度・重複障害学級児童生徒に対する日常生活の支援などの充実、教員の負担軽減による指導時間の増加が図られました。

なお、別途、国の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、サポーターを小中学校に

19名、特別支援学校に20名配置をいたしました。

中ほどの本年度の推進方針・推進状況につきましては、「幸せ実感」教育サポート事業に名称を変更しまして、先ほど述べましたとおり、一定の成果が得られ、児童生徒と向き合う時間も拡充されておりますので、今年度は、より一層活用を充実させることとしております。

右側の今後の方向性といたしましては、サポーター配置を継続いたしまして、教員の児童生徒と向き合う時間を確保し、小中学校では児童生徒の指導、支援など、特別支援学校では自立活動等の指導の充実を図っていくこととしております。

以上でございます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の2ページ上段をごらんください。

地域教育コーディネーターの育成活用事業についてでございますが、平成24年度の主な成果といたしましては、県内23市町村で地域教育コーディネーターを育成、活用し、地域による学校支援活動を充実させてまいりました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、さらに、地域の寺子屋推進事業を活用いたしまして、地域住民による学校支援活動の充実を図ってまいります。

今後の方向性といたしましては、市町村間、学校間、教職員間の意識の差を埋めるために、教職員研修ですとか地域の方が参加する実践交流会などで、教職員や各地域における理解を深め、開かれた学校づくりを推進することで児童生徒の生きる力を育成してまいります。

続きまして、読書応援ボランティア養成講座及び学校図書館デザインサポート事業につ

いて御説明申し上げます。

平成24年度の主な成果といたしましては、子供たちの読書活動の推進のため、養成講座を開いて読書応援ボランティアの資質向上を図りますとともに、学校図書館の環境整備等を目的にデザインサポーターを県内小中学校等へ派遣し、学校図書館の環境の充実を図ってまいりました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、養成講座を引き続き開きまして、図書館応援ボランティアの資質向上を図りますとともに、学校図書館デザインサポーターの派遣を継続し、実施しております。

今後の方向性といたしましては、読書応援ボランティアの活動の場の確保ですとか、学校図書館デザインサポート事業の広報をさらに推進いたしまして、子供たちの読書推進を図ってまいります。

以上でございます。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の2ページ、下の段をお願いいたします。

「夢への架け橋」進学支援事業におきましては、平成24年度の主な成果として、くまもと教師塾等の取り組みを通して難関大学を志望する生徒への実践的指導力の向上を図り、平成24年度の東京大学新卒合格者は、過去5年間で最も多い14人となっております。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、教員のさらなる資質向上のため、新たに「くまもと夢への架け橋ゼミ」を実施し、取り組みを一層促進することとしております。

今後の方向性としましては、各事業の取り組みを通して教員のさらなる資質向上を図り、生徒の進路志望の達成率を高めることによって大学等進学率の向上を目指してまいります。

高校教育課は以上でございます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料3ページ、上段をお願いします。

学力向上対策事業につきましては、平成24年度の主な成果として、徹底指導と能動型学習とのめり張りをつけた授業の推進を初め、県学力調査の活用等に関する指導、支援を行い、授業内容の一層の充実が図られております。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、全国学力・学習状況調査の分析をもとに指導を行い、その成果等を県学力調査で検証するなど、学力のPDCAサイクルにのっとり学校総体としての組織的、計画的な取り組みを一層促進することとしております。

今後の方向性としましては、全国学力・学習状況調査や県学力調査を活用して、本県児童生徒の学力の状況に関する調査、分析の取り組みを通じた指導、支援の充実を図り、県学力調査、意識調査の教科の学習が「好き」「分かる」と回答した児童の割合が、毎年度、前年度を上回ることをしております。

以上でございます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の3ページ下段をお願いいたします。

子どもの体力向上推進事業については、平成24年度の主な成果としまして、体育実技指導者講習会の開催や、子どもの体力向上支援委員会が策定しました子どもの体力向上のための8か条を各学校に周知した結果、全校体育など体力向上の取り組み実施校が増加しました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、体力向上モデル校を設置し、地域の人材を活用した体力向上の取り組みを進めるとともに、子どもの体力向上実施委員会を設置

し、新体力テストの調査、分析や体力向上の取り組みを一層促進することとしております。

今後の方向性としましては、地域人材を活用した取り組みをさらに進め、体力・運動能力調査において、体力合計点の平均値が前年度を上回るようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

次に、2つ目の取り組み内容について御説明させていただきます。

「親の学び」推進事業につきましては、平成24年度の主な成果といたしまして、県内全域870カ所で「親の学び」講座が開催されまして、3万4,857人の参加がございました。「親の学び」講座実施率は、小中高等学校で61.7%となりまして、24年度目標の55%を超えております。

また、くまもと家庭教育支援条例が制定されまして、家庭教育の重要性に対する理解が一層深まりました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、全小中学校区での「親の学び」講座の実施と高等学校における次世代編の普及を図っております。

また、各実施団体が行う「親の学び」講座にプログラムトレーナーを派遣し、県内全域で講座の進行役を育成しております。

さらには、くまもと家庭教育支援条例を柱にいたしまして、さまざまな機会を通して、家庭の役割や家庭教育の重要性の啓発を広げております。

今後の方向性としましては、平成27年度の「親の学び」講座の実施率が小学校で80%、中学校で70%、高等学校で60%となりますよう、関係機関などと連携した講座開催

や、学校の職員及び保護者を対象にした進行役養成講座の開催を進めてまいります。

以上でございます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の4ページ、下段をお願いいたします。

「かがやけ！肥後っ子」事業につきましては、平成24年度の主な成果として、幼稚園教員、保育士等の研修を実施し、学習機会を提供するとともに、情報提供等を充実させることにより、幼稚園、保育所の資質向上が図られております。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、職能や経験年数に応じた幼稚園教員、保育士等の研修を継続し、幼稚園教員、保育士等の資質向上を図り、家庭の教育力向上のための支援の充実に取り組みます。

今後の方向性としましては、職種や経験等に応じた幼稚園教員、保育所保育士の研修等をさらに充実させ、実施していくことにより、幼稚園教員、保育士等の資質向上を図り、親の学びを支援した幼稚園、保育所等の割合が100%となるよう支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

続きまして、3つ目の取り組み内容について御説明いたします。

放課後子ども教室推進事業でございます。

平成24年度の主な成果といたしましては、くまモンが先生となった英語教室を試行的に実施いたしまして、児童の英語学習への興味が高まることが確認できました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、くまモンを先生にして実施できるプログ

ラムを開発してまいります。

今後の方向性としましては、開発したプログラムを活用し、市町村での放課後子ども教室等において、くまモンを先生とした活動を行い、子供たちの学習に対する興味、関心を高める活動を広げてまいります。

以上でございます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の5ページ、中段をお願いいたします。

再掲となりますが、「かがやけ！肥後っ子」事業において、くまモンを子供たちの教育活動に活用しています。

平成24年度の主な成果としましては、基本的な生活習慣定着や教育、保育の充実に向けた取り組みを実施する2月1日から2月15日までの15日間を「くまもとキッズウイーク」と定め、このくまもとキッズウイークへ参加する幼稚園、保育所、小学校5カ所にくまモンを派遣し、くまモンと一緒にクイズやゲーム等を楽しむことを通して、基本的な生活習慣の定着を図ってまいりました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、くまもとキッズウイークに参加する機会の増加を図るとともに、幼稚園等へのくまモン派遣、クイズ等による基本的な生活習慣定着に継続的に取り組みます。

今後の方向性としましては、くまもとキッズウイークでのくまモンの効果的な活用に向け具体例を示すなどして、基本的な生活習慣の定着や教育、保育の充実が図られるよう、幼稚園、保育所、小学校等を支援してまいります。

以上でございます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の5ページ、下段をお願いいたし

ます。

再掲となりますが、子どもの体力向上推進事業につきましては、平成24年度の主な成果として、「くまモン体操」テーマソングに合わせたエクササイズを作成し、くまモンとエアロビック競技者の大村選手による親子運動教室を実施し、その映像を収録したDVDを県内学校へ配布しました。また、くまモン誕生祭でエクササイズ発表会を実施し、県民への広報を図ることができました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、運動実施時間の少ない子供たちが日常的に運動を行うよう、くまモンを活用したオリジナルエクササイズを県内小中学校等で活用し、日常的な運動の取り組みを一層促進することとしております。

今後の方向性としては、オリジナルエクササイズの普及をさらに進め、学校や家庭等で運動する子供をふやし、日常的な運動が広がるよう支援を行ってまいります。

以上でございます。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

4つ目の取り組み内容について御説明をいたします。

スクールソーシャルワーカー配置事業についてですが、平成24年度の主な成果として、拠点校として県立学校1校、湧心館に配置し、県立学校42人の生徒に対して不登校問題等の支援を行いました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、拠点校として昨年度からの1校に新たに2校、鹿本商工、八代工業高校を加え、県央、県北、県南の県立学校3校にスクールソーシャルワーカーを各1名設置し、いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題の解消及び積極的予防のために、学校と家庭、福祉事務所や児童相談所等の関係機関との連携を図り、

協働して、子供を取り巻く環境等を改善する体制整備を一層促進することとしております。

今後の方向性としては、今年度までの成果を検証しながら、より効果的に県内全域の県立学校に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料6ページ、下段をお願いします。

子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業につきましては、平成24年度の主な成果としては、全ての教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーが、不登校や家庭環境に悩む568人に対し、児童生徒及びその保護者等に継続的な支援を行ってまいりました。

本年度の推進方針・推進状況につきましては、スクールソーシャルワーカーの配置を充実させるとともに、有識者がスクールソーシャルワーカーに指導、助言を行う機会を充実させるなど、取り組みを一層促進することとしております。

今後の方向性としては、教育事務所等におけるスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、専門家による課題を抱えた児童生徒及びその家庭に対する支援体制を強化していくこととしております。

以上でございます。

○高野洋介委員長 続きまして、警察本部の施策評価の取り組みについて説明をお願いいたします。

まず初めに、黒岩警務部長。

○黒岩警務部長 警務部長でございます。

それでは、県警察に関する取り組みにつきまして御説明をいたします。

まず、A3判の平成25年度政策評価について御報告を申し上げたいと思います。

資料の9ページになります。

総括評価表Ⅲの安心を実現するです。

ページ、右側上段、戦略9の②安全安心な社会の構築にあります施策45犯罪からくらしを守ると、施策46交通事故からくらしを守るが、県警察に関係が深い項目となります。

県民アンケートの結果では、もっと力を入れて取り組んでほしいと回答した人の割合は、施策45の犯罪からくらしを守るが第1位となっております。

次に、10ページをごらんください。

ページ、左側の2、戦略指標の動向です。

真ん中よりやや下の戦略9の②の1項目め、街頭犯罪を中心とした14罪種の認知件数は、戦略策定時の数値より減少しており、27年度の目標値に向け、順調に推移しています。

次に、ページ右側の3、平成24年度の主な成果・今後の課題や方向性についてです。

戦略9の白丸の2つ目、刑法犯認知件数は1万3,104件で、前年に比べ、941件、6.7%の減少で、9年連続の減少となりました。

今後の課題や方向性としては、黒丸の2つ目、防犯ボランティア団体等との連携、協働の推進や街頭活動の強化を上げています。

以上が総括評価表に関する説明です。

次に、お配りしておりますA4判の教育警察常任委員会説明資料 警察本部案に沿って御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

取り組みの方向性、安心を実現する、戦略、人が人として互いに尊重される安全安心な熊本、②安全安心な社会の構築、主な施策、犯罪からくらしを守るであり、この施策は、3つの取り組み内容から成っております。

各取り組み内容について、まず、生活安全部長から御説明をいたします。

○浦次生活安全部長 それでは、各取り組み内容について御説明します。

まず、1つ目の取り組み内容であります。これは、地域住民、防犯ボランティア、自治体などと連携して、犯罪の起きにくい環境づくりを進めるとともに、犯罪被害者などの支援に向けた取り組みを行うものでありまして、生活安全企画課と広報県民課において主な取り組みを行っております。

生活安全企画課では、ページ、左側にあります平成24年度の主な成果としまして、自治体、防犯ボランティアと連携した協働パトロール、緊急雇用創出基金を活用した警備会社への委託によるセーフティパトロールなどを実施した結果、刑法犯認知件数の減少に大きな成果がありました。

ページ、中ほどの平成25年度の推進方針・推進状況につきましては、本年度も、引き続き、自治体、防犯ボランティアと連携した協働パトロールや警備員によるセーフティパトロールなどを実施することとしております。

ページ、右側の今後の方向性につきましては、戦略の最終年である平成27年の街頭犯罪を中心とした14罪種の認知件数が前4カ年戦略期間である平成20年から平成23年までの過去4年間の平均を下回るよう、各種取り組みを推進してまいります。

○黒岩警務部長 次に、下の段の広報県民課の関係について御説明します。

主な成果として、犯罪被害者等の2次的被害の軽減を図るため、これまで医療機関に限定していた公費支出先を被害者やその遺族まで拡大することで、警察への被害申告前に支払った診断書手数料等も公費支出の対象とするなど、公費支出制度の拡充を図ったところです。これにより、犯罪被害者等が事件後にこうむる経済的な負担の軽減を図るとも

に、被害者の捜査活動に対する協力もこれまで以上に確保することができました。

推進方針・推進状況ですが、本年度から、全国に先駆けて、犯行現場のハウスクリーニング委託制度を開始しました。また、犯罪被害者等への情報提供の充実を図るため、司法手続の流れ、利用できる制度、支援、相談の窓口等の各種情報をまとめた被害者の手引改訂版、日本語版と中国語版になります。これを作成し、犯罪被害者等へ配布することとしております。

今後の方向性ですが、公益社団法人くまもと被害者支援センターの活動の充実、被害者支援ネットワークの連携の向上、県民に対する広報啓発活動の強化を図ってまいります。

○浦次生活安全部長 次に、2つ目の取り組み内容について御説明します。

資料の2ページをごらんください。

これは、問題を抱えた少年やその家族に対する支援を行いまして、少年を見守る社会機運を醸成することで非行少年を生まない社会づくりを進めるものでありまして、少年課において主な取り組みを行っております。

主な成果でございますが、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会機運の醸成を図る活動など、非行少年を生まない社会づくりを推進した結果、平成24年中の刑法犯少年の検挙、補導人員は、前年に比べ、340人減少しました。

推進方針・推進状況であります。支援を必要としている少年に対しまして、社会奉仕体験、生産体験などをさせる居場所づくり活動により、非行少年を生まない社会づくりを推進していくこととしまして、今後の方向性としましては、刑法犯少年のさらなる減少に取り組んでまいります。

次に、3つ目の取り組み内容について御説明します。

資料の3ページをごらんください。

これは、安全、安心な繁華街、歓楽街を目指し、暴力団などの根絶などに向けた取り締まりを強化するとともに、市町村や関係機関などと連携した犯罪抑止と環境浄化を進めるものであります。

生活安全企画課、組織犯罪対策課、通信指令課などにおいて主な取り組みを行っております。

生活安全企画課、組織犯罪対策課などでは、主な成果としまして、安全、安心な繁華街、歓楽街を目指し、警備会社への委託によるセーフティーパトロール、繁華街におけるスカウト行為、客引き等の集中取り締まり、わくわく都市くまもとクリーンアップ推進会議の開催及び同会議と連携した環境浄化活動、暴力団排除特別強化地域における標章提示率の向上などの各種取り組みを行った結果、刑法犯認知件数は、前年に比べ、941件減少し、9年連続で減少しました。

特に、暴力団排除特別強化地域における飲食店の標章掲示につきましては、平成23年7月から取り組みを開始しまして、平成23年末時点では提示率は約74%でしたが、平成24年末時点では約82%まで上がっております。

推進方針・推進状況であります。自治体や防犯ボランティアとの協働パトロールの実施、暴力団排除特別強化地域における標章提示率のさらなる向上と標章掲示店舗の関係者や暴力団との関係の遮断を図ろうとする者の保護対策の徹底、制服警察官による管内の犯罪発生状況に即したきめ細かいパトロール活動の強化などに取り組むこととしておりまして、今後の方向性としましては、平成27年の街頭犯罪を中心とした14罪種認知件数が、前年4カ年戦略期間、先ほど申し上げました過去4年間の平均を下回ることで、暴力団員によるみかじめ料、用心棒料など不当要求事案のない繁華街、歓楽街とするため、引き続き、法、条例を適用した取り締まりの強化に向けて取り組んでまいります。

次に、通信指令課でございます。

主な成果ですが、新通信指令システムを構築したことで、最新の繁華街、歓楽街の地図情報を取得することが可能になりまして、さらに、地図上に警察官一人一人の位置や業務内容を表示させることが実現し、これまで以上に迅速に警察官を派遣することが可能となりました。

推進方針・推進状況であります。同システムと他業務との連携がさらに強化されるようシステムのさらなる改善、高度化を図るとともに、今後の方向性につきましては、同システムのさらなる改善と高度化を進めるために、各種システム間の連携強化に取り組んでまいります。

○黒岩警務部長 県警からは以上でございます。

県警察といたしましては、今後も、県民の身近な場所で発生する犯罪の予防や暴力団の根絶等に向けた取り締まりを強化し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

○高野洋介委員長 以上で幸せ実感くまもと4カ年戦略の執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 最初に能登課長のほうでまとめて御説明があったんですけども、A3判の3ページですが、この県民アンケートを5月に実施をして、20歳以上の男女1,500人を対象とありました。これは、1,500人の回答があったんですかね、この中の何割ということなんですか、そこら辺がわかれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

アンケート調査につきましては、1,500人を対象に、ことしの5月に行われております。2つ種類がございまして、1つは、4カ年戦略に関しましての意識調査につきましては、有効回答率が44.9%、県民生活に関する意識調査につきましては、内容が異なっておりますので、そちらのほうは有効回答率が55.1%ということで聞いております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 済みません、もう一度なんですけれども、1,500人のうち、その率ということでもいいんですか。

○能登教育政策課長 はい、さようでございます。4カ年戦略に関する意識調査は、673人の有効回答者数です。県民生活に関する意識調査は827人の有効回答者数です。

以上でございます。

○前田憲秀委員 アンケート調査、よく報道機関でもあるんですけども、大体、どうなんでしょうか、6割ぐらいの有効回答率を確保する、決まりがあるのかどうかわかりませんが、そこら辺の信憑性といいますか、このアンケートの結果が、A3判、きれいで出ているわけなんですけれども、県民の意見としては尊重できるものなんでしょうか。そもそも論をちょっとお尋ねしたいんですけども。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

回答の数については、大体、もちろん高ければ高いほどよろしいかと思いますが、今回の調査につきましては、大体5割程度の有効回答率で推移しております。抽出につきましては、町村それぞれごとに人口、男女比等に

応じまして数を定めまして、その住民基本台帳におきまして調査対象者を無作為抽出して選ぶということでございますので、一定回答の状況につきましても、こういう状況になっているのかなというふうに思っております。

御意見ございましたことにつきましては、担当でございます企画課のほうにおつなぎしたいと思います。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

○鎌田聡委員 関連してですけれども、これは、県民アンケートとられて、有効回答率が今のおりだと思いますけれども、これを受けた、満足度をそれぞれ見られて、満足度が何割か満たないとか、不満とか、やや不満が半分以上ということであれば、何か施策を見直したり、そういうことやるのかどうか、このアンケートを受けてですね、その辺もお伺いしたいと思います。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

こちらの最初の政策評価案の県民総括表のA3の資料の1ページでございます。左下に戦略推進システムがございます。図がございますが、まず、県民アンケートをいたしまして、それに基づきまして内部評価をいたしまして、外部評価という流れで政策の評価をいたしまして、その政策評価に基づきまして翌年度の事業見直しに結びつけていくというシステムでございますので、県民アンケートの結果につきましては、それぞれの課で分析いたしまして、最終的には外部評価をいただきまして見直しにつなげていくというシステムで動いていくということでございますので、おっしゃるとおり、当然、アンケートの結果等、そのままかどうかは別にいたしまして、反映させていただくということになるかというふうに思います。

○鎌田聡委員 アンケートの結果が全てではないと思いますし、こういった議会での議論とか、それぞれのまた該当する方々からの声というのも非常に重要だと思いますし、それぞれよりよい施策はやられていると思いますけれども、その点も勘案してですね——余りにもちょっとアンケートだけに重きを置いてやっていくのはどうかなというふうに思いましたので、そういうふうに今後進めていただきたいと思います。

あと、個別のやつでよろしいですか。

ちょっと済みません、私も、県警のA4の資料の1ページにありました広報県民課の被害者支援の関係、非常に被害者支援の施策というのは重要だと思いますけれども、ちょっと初めて聞いたやつで、全国に先駆けてやっているやつということで、犯行現場のハウスクリーニング委託制度というのが、大体どのようなやつか、犯行現場を多分きれいにするやつだと思いますけれども、これ、今まではどうだったのかということと、制度を開始してどうなったということをお伺いしたいと思います。

○黒岩警務部長 今御指摘をいただきましたハウスクリーニング制度ですけれども、要は、今おっしゃられたように、重大な事件、人が死に至るような事件の現場、かつ、これが御自宅というふうな場合に、当然被害者、遺族の方の精神的な負担が非常に大きいだろうということで、その部分を業者に専門的に委託をしまして、ちょっと言葉としてはあれかもしれませんが、血のりでありますとか、そういうものを清掃するということを委託する制度を、予算措置をいただきまして開始したというところでございます。現在までまだそのような状況でしたものはございませんが、そういうふうなことの制度でございます。

従来は、当然警察がその現場において必要な部分での原状回復をしているというところでございます。それに加えて、先ほど言いましたように、自宅が現場になったということの重要性に鑑みまして、より専門的に業者にきちっときれいにしてもらって、少しでも精神的な負担なり、経済的な負担を軽減できればということで始めたものでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 わかりました。いいです。

○高野洋介委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

質疑はありませんか。大丈夫ですか。なしでいいですか。

○松田三郎委員 あんまり早く終わるのもあれでしょうから。

教育委員会の説明資料の2ページ、社会教育課長にお尋ねしたいと思いますが、図書館のこの事業の大前提かもしれませんが、特に小学校なんかの、各市町村立の小学校での蔵書の数というのは、いろいろ工夫をなさっているかと思いますが、この予算というのは、各市町村から各学校に、これぐらいの範囲で毎年蔵書をふやしてくださいとかいう仕組みになっているんですか。県は全く関係ないのかどうかというのをちょっとお聞かせいただければ。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

学校図書の整備につきましては、交付税措置になってございます。学校の規模、子供の数に応じまして、おおむねこれぐらいの額というものが示されて、市町村さんのほうに交付税として配分されております。市町村さんが、そのめどとして示された額をそのまま使

われるか、さらに上乗せされるかは市町村さんの御判断はありますが、県としましては、学校図書の重要性を訴えまして、ぜひその額はお願いたしますということを市町村の教育委員会さんをお願いするというスタンスでございます。

○松田三郎委員 わかりました。じゃあ、その算定基準は交付税の、さっきおっしゃったように、この人口規模だったら、学校ならこれぐらいというのはあるんでしょうけれども、実際の冊数等は、基本的には、実際今ある各学校、各市町村トータルの何冊あるかというのは実際調べないわけでしょうから、既にじゃあもうそれだけ備えているという学校、市町村もあるでしょうし、おっしゃるように、年々ふえるような類いのものでもないでしょうから、例えば、本当だったら、これ、1万冊ぐらい要るだろうと、この学校はと、この人口規模はと。既に1万冊あるところは、もうじゃあ交付税の算定の中にはそれは入らないということなんですか。それとも、それでも毎年毎年数字上の算定で1万冊必要なところには毎年幾ら幾ら幾らというように来る類いのものなのかというのを、ちょっと細かいですけれども、わかれば教えてください。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

学校図書の配分のめどの積算につきましては、基本的には学校規模で積算されておったかと思いますが。実際の使用状況ですけれども、なかなかそこに割かれるということは厳しくて、目標よりは若干低いというか、かなり低いところも多いかと思いますが。

さらに、学校図書につきましては、子供が使いますので、破れたり、荒れたりとか、書き込みがあったので、新しくする分もございまして、あとは、辞典のようなものについて

は更新していくものもございますので、年度更新するものもございますので、なかなかその目標値には達しておりませんが、効率よく寄附を募ったりですとか、大切にテープをはめるとか、そういうふうな形で更新を一生懸命しているというところでございます。

目標までは達していません。ただ、人数などに応じて恐らく配分されていたかと思えます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございませぬ。

今社会教育課長からありましたように、学校図書館の図書の数にしましては、学校規模、学級数によって標準が定められております。例えば、1学級の場合2,400冊と、2学級の場合3,000冊というふうに標準が定められております。

現在お尋ねの標準に達成する状況ではございますけれども、平成22年度末と比較しまして、小学校はわずかに上昇、向上しております。40.4%から40.9%と。中学校におきましては大幅に向上しております、35.9%から43.3%に、ちょっと上昇している傾向にはあります。

私たちのほうも、社会教育課と連携しまして、市町村教育委員会のほうに、この蔵書につきましてはふやしていただくようお願いするようにしているところでございます。

○早川英明委員 1つ教えてください。

ここに4ページの幸せ実感くまもと4カ年戦略の認知度ということで表が出ておりますが、これは県民に対してのアンケートの結果だろうというふうに思いますけれども、まず、率直に言います、この委員会で、教育警察ですから、教職員の皆さん方あるいは警察官の皆さん方で、この4カ年戦略の認知度というのはどのくらいでしょうか。ここに、皆さん方も、幹部の皆さん方は、多分全員こ

れはもうわかりますけれども、まず、そこらあたりを1つ知りたいなというふうに思います。それが徹底してなければ、もちろんこの成果は上がらないというふうに思いますけれども、そういうところで認知度を何かの方法で調査あたりをされたことがございますか。わかっておれば、どんなでしょうか、それぞれ。

○高野洋介委員長 それぞれの教育と警察のほうで調査したかという……。

○早川英明委員 それがないとすれば、してないで結構ですけども、おおよそ教職員では、これらは知っておられるだろうというような割合とか、あるいは警察官の中では、これは知っておられるだろうという、それを憶測でも結構ですから、わかりますかね。それがわからないと、これはもう実際問題として、なかなか成果がスムーズにいかないんじゃないかなというふうに思います。

○能登教育政策課長 申しわけございません。教職員の状況については、アンケートをやったことございませんので、具体的な数字については承知しておりませぬ。

委員御指摘のとおり大事なことだと思えます。どのような状況にあるか知っておいていただきたいという気持ち的にはあるんですが、どこまで御存じなのかは、正直、今のところつかんでおりませぬ。

○黒岩警務部長 同様でございまして、警察本部につきましても、これの関連の警察職員の認知度というものを今具体的にはかったということはございませぬ。

県警察の場合には、その4カ年計画とあわせまして、警察独自の実現計画というのを策定して、これらの犯罪でありますとか、交通事故の抑止とかということに課題を掲げ

ていますので、戦略目標としては同じものが掲げられているというところではありますけれども、御指摘のように4カ年計画としての認知度がという話になりますと、細かなテーマでは全職員認知をしていると思いますが、その4カ年戦略としての、戦略としての認知度という話であれば、その辺はちょっとはかるものがありませんか、指針に沿って機会を見て知らせるといふ形にしていきたいと思います。

○早川英明委員 それぞれの部署で、ぜひともひとつ徹底をしていただきまして、まずそれから一番ではないかなというふうな思いがありますから、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○早川英明委員 はい、いいですよ。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

それでは、上川高校教育課長から報告をお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

その他報告事項の1ページをお願いいたします。

文部科学省体罰に係る実態把握(第2次報告)に関する処分等の結果及び体罰防止策について御報告いたします。

文部科学省が平成24年度を対象に実施しました体罰に係る実態把握に関する調査について、処分等の結果と体罰防止策について説明をします。

この体罰調査は、昨年度他県で起きた部活動中の顧問の体罰により高校生が自殺したことを受け、文部科学省が全国的な調査を実施したもので、今回の第2次報告は、第1次報告を含めた平成24年度に発生した体罰の最終的な集計結果です。

1、発生件数等で本県の体罰の状況は、52校の学校で合計79件の体罰が報告されています。

以下、学校人事課作成の資料に従って説明をいたします。

今回報告があった事故報告を学校人事課で全て精査し、慎重に審議を重ね、検討した結果、2にありますように、処分対象者に示しています懲戒処分2件、文書訓告5件、口頭訓告19件、厳重注意42件の68件でした。この懲戒処分2件については、昨年度の段階で終了しております。

なお、3の臨時的任用教職員等で任用期間が満了したため、現時点で処分ができないものに示しています臨時的任用教職員等については、3月で任用期間が満了するため、処分ができなかったものが11件です。しかし、この11件につきましても、再度任用している者に対しては何らかの指導が必要と判断し、各所属長を通じ、指導を行ったところです。

以上で体罰2次調査の対応について御報告させていただきます。

これらの体罰事案に対して、県教育委員会としましては、文部科学省から出された通知に伴い、平成25年3月21日付通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」を出し、体罰は、学校教育法第11条で禁止されている決して許されない行為であり、懲戒と体罰の区別等について適切な理解促進を図るよう各学校へ指導をいたしました。

また、7月13日には、運動部活動担当者及び外部指導者研修会を開催し、運動部活動での指導のガイドラインをもとに、体罰根絶に

向けた指導者の意識の改革や資質の向上とともに、適正で魅力ある運動部活動について共通理解を図りました。

体罰の処分に関する記者発表を行いました翌日、8月7日には、臨時に県立学校長及び教育事務所長を招集し、合同会議を開催し、教師は、生徒に対して自信と責任を持って積極的に指導に当たることが必要であり、教育的愛情に基づいて行うことが大切であって、今後も職員に体罰によらない指導力や技術力の向上に一層努め、たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、組織で生徒指導に当たる体制を構築する必要があることを指導いたしました。

具体的には、平成25年8月7日付通知「児童生徒に対する体罰の防止と根絶について」において、次の2点の取り組みを行うよう求めました。

1、夏季休業中の地区別の校長会議において、体罰の防止の具体策について協議すること、2、各学校において体罰禁止の趣旨について再度周知徹底するとともに、児童生徒への指導に係る体制の整備、教職員の指導力向上のための職員研修を早期に実施し、その内容について報告することを指示しております。

県教育委員会としましては、体罰根絶に向け、さらなる取り組みの強化を図ってまいります。

以上で御報告を終わります。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の2ページをごらんください。

2019年女子世界ハンドボール選手権大会の本県への招致について御説明させていただきます。

1997年にパークドームを主会場として開催されました男子世界ハンドボール選手権大会

が、県内初となる世界大会に28万人を超える多くの観客を集め、大成功をおさめました。この世界選手権の女子大会を本県に招致しようというものでございます。

1、大会の概要ですが、本大会は、女子ハンドボールの世界一決定戦であり、本年開催のセルビア大会で21回目を数え、2年おきに開催されており、24カ国が出場しております。

2、招致についてですが、2019年女子世界ハンドボール選手権大会の熊本県招致について、日本及び熊本県ハンドボール協会が開催希望を表明しており、県としましては、熊本市及び関係団体と一体となって、協会の主体的な取り組みを支援することとしております。

3、招致の必要性ですが、オムロン女子ハンドボールチームは、日本のトップチームとして活躍しております。その地域特性を生かし、世界選手権大会における地元選手の活躍等により、熊本におけるハンドボール人気を高め、競技力の向上につなげるものでございます。

また、ようこそくまもと観光立県推進計画にMICE等の誘致促進も掲げており、国際スポーツ大会の誘致は、国内外からの新たな観光客層を開拓、獲得、本県の情報発信にも有効な手段でございます。

次に、これまでの経緯の概略を説明させていただきますと、本年2月、国会議員による超党派ハンドボール振興議員連盟が、2019年女子世界ハンドボール選手権大会を日本に招致する決議を可決しております。

3ページをごらんください。

4月には、国際ハンドボール連盟・ムスタファ会長が知事を表敬訪問されております。このとき、知事は、支援を表明されております。

6月には、日本ハンドボール協会が、世界選手権大会の熊本開催に向け、IHFへ開催

希望表明書を提出しております。

現在、日本を含め、6カ国が立候補を表明していることが判明しました。

5、今後の開催国決定までのスケジュール予定ですが、9月2日までにIHFへ開催計画書を提出し、10月上旬には、スイスのIHF本部においてプレゼンテーション、下旬に最終プレゼンテーションをカタールにおいて開催されるIHF理事会で実施し、同日に開催国が決定する予定でございます。

以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 最初のほうの体罰の報告がありましたけれども、これ、高校教育課か、場合によっては学校人事課かもしれませんが、冒頭、教育長の——私、済みません、おくれましたので、直接聞いておりませんが、御挨拶にも触れられたと思うんですが、処分の報告をちょっといただいた中で、個別の事案には、それぞれもっと具体的な状況とか事情があるので、これだけでは我々も判断できないかもしれませんし、なおかつ、飲酒と体罰というのも単純には比較できないかもしれませんが、これを見た中で、例えば体罰の場合、減給10分の1、1カ月、同じく体罰のあれでは戒告。一方、飲酒運転の場合は停職6カ月、あるいは酒気帯び運転の場合が停職5カ月。飲酒、酒気帯びというのは、こういう御時世ですので、だんだん厳しく処分をなさるといのはもちろんわかりますけれども、それと単純に比較できないとはいえ、体罰の場合が減給10分の1、1カ月、あるいは戒告というのは、これ自体別に軽いとは言いませんけれども、この両事案が、余りにもちょっと処分の軽重でいくとバランスが悪過ぎないかなというふうな印象を持ちまして、もちろ

ん、あらかじめ教育庁、教育委員会の中でのいろいろな基準を設けられて、こういう場合はこういう処分というのがあるんだとは思いますが、それにのっとった結果がこれということだと思いますが、どうでしょうか、ここ。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

委員の御意見にもありましたとおり、懲戒処分につきましては、懲戒処分に関する指針というものを平成15年度につくっております。それに沿って運用しております。

それからまた、過去の処分した事例がございますので、そういういわゆる法律で言いますと判例ですね、そういったものに沿って判断をしているというところでございます。

○松田三郎委員 その指針は、具体的に説明する必要はありませんが、例えばこの報告があるように、ここ最近では、やっぱり全国的に体罰に関する国民なり、熊本で言うなら県民の目が厳しくなっていると思いますが、多分そんな、しょっちゅう指針が変わるわけじゃないと思いますので、今後、例えば、申し上げましたように、飲酒とか酒気帯びは非常に周りももっと処分が必要なんじゃないかというふうな厳しい目もありますけれども、この体罰に関しては、別に変える必要を感じていらっしゃるのかどうか、指針に関してのですね、処分の。

○山本学校人事課長 体罰につきましては、今の指針に記載されている内容について少し御説明をさせていただきたいと思いますが、体罰につきましては、児童生徒に、体罰の結果、例えば仮に死亡ですとか重大な後遺症が残るといった場合には、これはもう免職または停職とするということ、非常に重たい処分があります。それから、重傷を児童生徒が負った場合には、停職または減給とすると。そ

れから、軽傷を負った場合には、減給または戒告とするということで、体罰の状況に応じて、それぞれ細かく規定がなされておりますので、この指針によって運用していきたいということで考えております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 体罰の関係での報告だったんですけれども、発生件数が79あって、処分対象が68、下の11足して多分79になるんだろうと思いますけれども、ちなみに、79人ということなのか、それとも同じ先生が何件かやっている、こういう中身なんですか。

○山本学校人事課長 これは79人ということでございます。

○鎌田聡委員 わかりましたけれども、あと、今処分の話もありましたけれども、特に、処分状況が、文書とか、口頭とか、嚴重注意とかありますけれども、これは、ちなみに、文書を何回受けたらどうかなるとか、口頭を何回受けたらどうかなるとか、そういうものもあるんですか。

○山本学校人事課長 懲戒処分の指針で細かく規定はございますが、やっぱり総合的にいろんな状況を判断して決めていきますというのがございますし、また、先ほどちょっと79人は複数いらっしゃるんじゃないかというふうな御指摘もあったかと思いますが、1人で複数の体罰を行っている場合とか、それぞれ状況に応じて、この嚴重注意ですとか、訓告とか、こういったところにやっぱり差を設けて処分をしているというところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 今、松田委員の話からもあり

ましたように、少し、いろんな単純な比較はできませんけれども、体罰に対しては、やっぱり嚴重に対処してもらいたいと思いますので、内容がどうなのか、少し見えないところもありますけれども、これだけ見ますと、少し、文書とか、口頭とか、嚴重注意とか、そこまでない処分なのかなというふうになんてちょっと見てとれますけれども、ちょっと中身がわからず、余り申し上げることができませんけれども、嚴格にそれは対処されていると思いますけれども、その点もぜひあわせてお願いしておきたいと思います。

○山本学校人事課長 複数回、こういういろんなことを繰り返すような場合は、これは処分については加算をしていくという考え方をとっておりますので、ですから、最初、初めてされた方と何回も繰り返すような場合は、そこはやっぱり差が出てくるということでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 やっぱり何回も繰り返す人は、もう処分の非常に重たいやつをやってももらわないと大変なことになりますので、その点をお願いしたいと思います。

○山本秀久委員 今のずっと聞いて、体罰の問題とか、いろいろ問題出ているけれども、この問題というのは、まず学校人事を、教員採用のときの採用の仕方が変わってこなきゃおかしいんだよ。昔、旧態依然のやり方しとったってしょうがないんだ。だから、時代が変わってきとるんだから、教員の採用試験の問題に対してもちょっと考え方を変えた採用の仕方をしないと、時代に即応した人事の採用の仕方を考えていくべき問題じゃないのかな。そうせんと、こういうのはいつまでたっても解決しませんよ。だから、根本的に教育の問題というのは、根本的に考え直さぬとお

かしいんじゃないの。旧態依然の物の考え方が多いんじゃないかな。だから、問題起きるのも、昔はこういう問題というのはなかったわけだ。時代の流れに即応した教員の採用の工夫。だから、私は前からよく言ってんだ。首から上をとるなど。首で、へそあげからとらんかいということをやった。そういう教育の仕方からもう間違ってきていると私は思うんだ。

だから、道徳教育なんかも充実させなきゃいかぬだろうというのを私は前から言い続けているけれども、そういう教育の改革をしきらぬもんだから、だから、ここでもう思い切って改革をせぬとおかしいんじゃないかな。

以上です。それ、要望しておきたい。

○高野洋介委員長 要望でいいですね。

○山本秀久委員 要望でよか。

○荒木章博委員 毎回毎回、不祥事があるたびに、教育長は、このペーパーで、根絶に向けて引き続き全力で取り組んでいくと。2年前に不祥事がワースト1位になったと。20件超えたんですかね。それからちょっとだんだん、教育長になられてだんだん下がってきて、いい雰囲気かなという時期に、前期においてこういう件が起きてきた。そしてまた、その体罰ということだけの問題ではなくて、飲酒運転という犯罪行為ですよ。それと速度違反という——速度違反が、それは大したことないということじゃないけれども、飲酒運転をしている教職員のモラルですよ。

かつて、2年前には、要するに、大学入試の忘れ、入試忘れ、願書忘れ、それによって子供が不合格になってしまった。こういう事案が起きる可能性が、これまた、出てきているんですよ。こういう全庁の中です。そういう中で、教育長の、こういう根絶に向けて引き続き取り組むと、これは毎回毎回出

るんですよ。そういった中で、教育長はどういうふうに指針として——教職員に対して、また自分の部下に対して、全教師に対してのやっぱり発言というのは貴重なものだと思うんですよ。どういったことを考えられますか。

○田崎教育長 今回、冒頭にも申し上げましたように、5件6人の懲戒処分が出たことは大変重く受けとめております。この事案が発生してすぐに、県立学校長、教育事務所長集めまして、不祥事防止についての直接各管理職からの訴えをしてもらうように強く指導をいたしました。

今おっしゃられましたように、不祥事防止については、我々の教育政策課の中にもプロジェクトチームを組んで、これまでもやってきておりますけれども、その中で、全職員に対してのメールをするようなものもございます。昨年も私のほうから全教職員に対してのメールを発信させてもらいましたけれども、今回につきましても、改めて、何らかの形で私の気持ちを強く出していきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 引き続き過去に戻らないように、せっかく教育委員会も生まれ変わった。要するに、いつも私はこの場で言っていますけれども、採用試験においても、また含めて昇任試験においても、やっぱりきちんとした指針を出しておられるから、今後やっぱりこういったことを撲滅していただきたいと思っています。

免許更新について、無免許の人間が学校で授業を教えたということで、よその県では逮捕されている状況ですけれども、その免許更新ができていないのか、そういう把握はきちんと今学校人事のほうではやられているのか、それと、免許更新のときに、免許更新忘れということは、失効するわけです

ね、免許というのが。それでは教壇には立ってないわけですよ。だから、そういう教師で逮捕されたわけですけども、その後の熊本県の場合は、救済策として採用試験をやりましたね。そういったときの受験者数と合格者数をちょっと教えていただきたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

数年前に、免許忘れ、更新の忘れがありまして、失職された方もおいでになりますけれども、その後は、私どものほうで徹底した周知活動をずっと継続して行っておりまして、近年では更新忘れという状況にはございません。

試験をもう一度受けられた過去の話でございますけれども、6人受けられて、6人合格をされております。

○荒木章博委員 6人忘れて失効、停止になって、また6人救済策として——それはそれでいいと思うんですよ。優秀な人材が、忘れ。それで、今さっき言ったのは、1つは、そういう実態を、今免許ない人がいないのかと、よその県では逮捕されているものだから、それはどうなんですか。

いやいや、柳田さんが横で教えるばってん、柳田さんが答えていいんじゃない。

○柳田教育総務局長 免許更新については、先生言われたとおり、初年度にそういう更新忘れがありましたので、徹底して学校長を通じて直に、直接チェックをさせております。臨時で任用する人は毎年出てきますので、その人も原本を持ってこさせて、免許の失効とかそういうのがないかを、じきじき確認させて採用するようにしていますので、現時点で、県立の場合には、免許が切れているとかいう実態はないものと思っております。

○荒木章博委員 ないものというよりもないということをお願いしたいと思います。

先般、羽田で、私、能登課長とちょうどお会いしまして、子供たちがたくさん、30人か40人か、東大で何か授業してきたということ、子供たちにちょっと飛行機の中で尋ねたら、非常によかったとか、いろいろ御意見幾つかあったんですけども、そういった状況で、どんな授業やって、どんな形でやったかと、できれば、私は、委員さんに、どんなことを学んで子供たちがきたのか、どんな感想、今からでしようけれども、そういうところをちょっと、どんな授業で——簡潔に結構ですけども、どんな授業やって、どんな成果が上がっているかということをお尋ねしたいと思います。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

行きました、東京に上りました当日、東大のほうに参りまして、工学系の先生方、3人の先生に50分ずつ、それぞれお話をいただきました。非常に私どもも興味を持つような、アンモニアでございますとか、電子顕微鏡の話ですとか、気象の話ですとか、地球環境の話ですとか、非常に高校生にわかりやすい言葉でお話しいただいて、子供たちも一生懸命聞いておりました。

その夜は、大学院生も含めました意見交換会ということで、7時まで大学の先生方との懇談をやりまして、次の日は、朝から、工学系の電子顕微鏡とか、クリーンルームでございますとか、風洞実験室とか、東大の一流の研究施設を見せていただきまして、実験等もなかなか——風を送ってもらったりして、感触をつかまれて、生き生きとして聞いておられました。

なお、この具体的な報告、生徒の感想につきましては、今後、今夏休み中に感想とその報告をしていただくようになっておりますの

で、取りまとめまして、また御報告させていただきたいというふうに思います。

○荒木章博委員 募集方法とか、今後引き続き——単発的じゃなしにやられるのか、ちょっとそこをお尋ねしたい。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

募集につきましては、学校を通じまして、公立高校、私立高校それぞれ、私立高校については私学振興課を通じまして、公立高校については私どものほうで募集いたしまして、それぞれ学校から推薦をいただきまして、40人の生徒をそれぞれ学校のバランスを考えながら選びまして行ったということでございます。来年度以降も、私どもとしては、引き続き実施していきたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 無料ですかね。

○能登教育政策課長 航空機とか、そちらの東京での経費は無料でございますが、当然昼食代等については御自身で払っていただきますし、熊本空港までの交通費等については御負担いただきます。また、研修の前には集合研修ということで、県庁までおいでいただきまして、事前の顔合わせと事前の勉強ということもしていただくようにしております。

○荒木章博委員 今、九州国体が開催されて、今真っ最中ですけども、約半分ぐらいの種目が終わったかと思うんですけども、くまもと国体のときは勝って優勝して、だんだん下がって、ぐっと下がって今来ているような状況。競技力向上ということで叫ばれていると思うんですけども、今の実態としてどういうふうな、体育保健課長にちょっとお尋ねしたいと思っております。

それともう一点は、パークドームでテニスコートやる場合、一律、3時間やった、一つは3時間コートをかえてやったら料金が違うんですよね、料金が。そんな不合理なことなんかないと私は思うんですけども、これは、都市計画のほうもかかわり合っていると思うんですけども、7月24日に私はこの件については要請したつもりでありますけれども、それはいかがになっていますか。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

まず、ことしの九州ブロック大会の夏季大会の状況でございますが、全部で9競技ございましたが、その中で6競技が国体の出場権を獲得しております。6競技24代表数でございます。

なお、秋季の大会につきましては、現在行われているところでございまして、現在17競技が秋季の大会はあっておりますが、その17のうち12競技20種別で代表権を獲得していると、そういう状況でございます。

また、残りの競技につきましても、頑張って本国体出場を目指していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 もう一つは、競技力の国体の順位、どのくらい低下しているのか。

○平田体育保健課長 本国体の成績でございますが、昨年度は、本国体は、天皇杯は23位でございました。国体終了後、平成11年に国体がありまして、その後は、7位、11位、11位とか、ずっと10位台をキープしてきたところでございますが、昨年度は、23位というふうに下降したものですから、今年度、また力を入れていきたいと考えているところでございます。

続きまして、テニスコートの件でよろしいでしょうか。

○荒木章博委員 はい。

○平田体育保健課長 テニスコートにつきましては、先生のほうから御指摘がございました件につきまして確認をしたところでございます。この件につきましては、コートを利用すると、そういった場合に、コートの空き状況によりまして、例えば30分間をAコート、残りの1時間半をBコートですと。そういった場合には、全体としては2時間の使用時間でございますが、コートを変更する関係上、最初のAコートの30分のことにつきましては、条例上、30分は、1時間未満の場合には1時間とみなすということで1時間、そして残り1時間半の分をやはり2時間というふうなことで、3時間分の料金を徴収すると、そういうふうになっていたところでございます。

このことにつきましては、これまで、通常はコートを移動してするという場合は余りなかったような例だったものですから、コートを限定しまして、コートごとの料金を取っていたというふうな状況がございました。

先生のほうから御指摘がありまして、その後、関係部局のほうとも相談をしました。また、指定管理をしておりますところとも相談をしまして、この後は、1時間当たりのコート数というふうなことで運用を変更しまして、1時間当たりのAコート30分、Bコートの30分を1時間、そして残りBコートに1時間で2時間分という、こういうふうに変更したところでございます。

○荒木章博委員 了解しました。

最後に、県警本部にちょっとお尋ねをしたい。

全国的に振り込め詐欺、新たな手法をやっているようですけれども、そういった中で、この前もテレビで、「ガイア」でも取り上げ

られたところですが、熊本県の今の振り込め詐欺の状況というのはどういう状況ですかねと思ひまして、お尋ねします。

○浦次生活安全部長 御説明申し上げます。

本年7月末現在の県内におきます振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の発生件数、また、被害総額でございます。発生件数は30件でございます、前年同期比でマイナス16件ということです。被害総額でございますが、約1億5,600万円でございます、同じく同期比でマイナス1,900万円でございます。

主な全体の手口としましては、被害者方に架空の会社のパンフレットなどを送りつけまして、投資名目でだまし取る金融商品等取引名下の詐欺、それからパチンコの大当たり必勝法とか、ロト6の当選番号などの法を教えますとかいって、そういう情報提供名目でだまし取るギャンブル必勝情報提供名下の詐欺などが主体となっております。

また、最近の特徴としまして、高齢者が被害者となるケースが多いということでございまして、65歳の高齢者、これが56.7%を占めております。被害者に現金を送付させる方法としましては、ATMによるものが最も多いんですけれども、最近では、レターパックとか、現金の直接の手交、渡すという、こういうのも発生してきております。そして、1件当たりの被害額が大きいということが特徴として上げられます。

現在、県警として力を入れております防止対策なんですけれども、被害者が金融機関でお金を振り込みますと、もうそれが最後でございます。金融機関が最後のとりでということになりますけれども、過去、銀行員の方の声かけによって防止できた件数が相当あります。防止できた件数は、7月末現在で16件5,100万円ほど、銀行員の方の声かけで防止できているわけです。金融機関にお願いしまして、そういうATMでちょっとおかしな

年寄りがおられて、そういう振り込みでちょっと手なれないような方がおられたら声かけしてくださいということで、被害防止を図るのがまず第1点。

それから、県民の末端の方まで浸透しているかというふうに私たちも思っておりますけれども、まだ浸透していない部分があるとするれば、各種キャンペーン等を広報機関等を通じまして広報啓発活動をやっております。

最後になりますけれども、直接被害に遭われる方、高齢者が多いということで、高齢者の方を直接訪問して、いわゆる注意喚起を図るということを現在のところ重点的にやっております。

以上です。

○荒木章博委員 東京都は、振り込み詐欺見張り隊とかなんかいう録音機能で40時間、1万5,000台配置をして、それは非常に熊本の場合はちょっと少ない傾向にあるけれども、全国的には非常に上がっている。ただ、振り込み詐欺があっても、なかなか少数の金額では、警察まで相談する人というのはなかなか少ないようにも聞いておるんですね。

そういった中で、熊本県としては、そういう振り込み詐欺に対する——他県では、見張り隊とか、そういうのをつくって1万5,000台無料配布ですか、これは。やって、それは指紋、犯罪は指紋ですけども、しゃべるやつも指紋に準ずるやつなんでしょう。そういったところでの取り組みというのは、やっぱり高齢者に対する——認知のひどい方とか、これは生活安全のセンターあたりと取り組むのも必要ですけども、そういったところの実質的な取り組みというのは今お考えなさっていないのかなと思いました。

○浦次生活安全部長 委員おっしゃられましたいわゆる電話の録音機能とか、いわゆる東京でやっています施策なんですけども、こ

れは相当の予算額伴いますので、現在のところ、当県で近々やろうかという検討は今のところまずしておりません。

○荒木章博委員 してないですね。

○浦次生活安全部長 はい。

○荒木章博委員 やっぱり試行的に、最初から1万5,000台配布するというのではなかったと思うんですね。そういった中で、やっぱり実際お金が要るのは当然わかるんですけども、そういったことのモデル的に、そういった非常に——これは私も初めてこの前振り込み詐欺に遭った方にちょっと相談受けてお話を聞いたんですけども、1つやりますと、2つ目が、必ず横の連携があって、とことんまで追い詰めていくという、特に高齢者というのは孤立した生活をやっておられるから、そういった孤立者に対するモデル地区としての、他県でやっておる1万5,000台とか、そういうことじゃなくて、やっぱり100台か200台でも、特にそういう今被害を受けて困っている方に、安心のために——警察の方がずっとそこに常駐するわけにはいきませんので、そういったときは貸し出しをすとか、そういったことも考えていただけないだろうかとは思うんですね。

○浦次生活安全部長 今後検討する価値はあるかというふうに思います。

今、参考までなんですけれども、今もう一つ力を入れているのが、最後に高齢者宅の訪問活動と言いましたけれども、委員から、先ほど、1回あったらまた2回あるという話がありました。これは、いわゆるそういう犯行を行う者がそういう資料を持っている話でありまして、警察庁で全国からいわゆる被疑者のアジトあたりから押収しました名簿、これを全国から取り寄せまして、それは各県別に

振り分けまして、熊本県にもそういう名簿に載った人のリストが来ております。これは、ことしの3月まで来ていたんですが、これ、総額しますと、5,067人分来ておまして、この住所と名前載っておりますので、一軒一軒訪問しまして、あなたの名前がこの名簿に登載されておると、またそういう電話があるかもしれぬから注意してくれという注意喚起をやっているんですけども、中には、電話がありましたとか、そういう被害に遭う可能性があった人も中にはおられまして、そういうこともやっておりますけれども。

○荒木章博委員 犯行というか、だましの文言、タイミングですね、そういったのがやっぱり犯行の実態を解明することにつながっていくと私は思うんですね。そういった中で、ぜひこれは、熊本県警としても、全国に先駆けて、地方でもそういう見張り隊、録音の整備あたりのモデルというか、こういうことも貸し出しができる、高齢者に対する対応ということを、それを見て、どうしてもふやさなければいけないようであれば、ふやして検討されるべきだと思うんですけども、実際やってみる、そして、識別によってどういう、要するに、犯罪者のタイミングを狙っているのかというのを、私は、今さっき文書でとられたと、それも一つの、データの一つとして啓発、皆さんにこういう文言が載っていますよということ啓発できますけれども、その文言のタイミング、指紋と変わらないこの録音を今後もぜひ取り組んでいただきますように要望をして、終わります。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 高校教育課長にお尋ねします。

たしかことしは、高校の教科書の採択の年でしたか。

○上川高校教育課長 高校の教科書につきましては、毎年採択をいたしております。

○松田三郎委員 毎年。どの教科もですか。

○上川高校教育課長 全ての教科について毎年採択をいたします。

○松田三郎委員 ちなみに、義務教育課程とは大分違うんでしょうけれども、その採択権限のある人、採択権者といえますか、と、毎年毎年、ころころは変わらぬとは思いますが、決定する期限といえますか、翌年度に使う教科書は早目に決めるわけでしょうか、その期限なりスケジュールというのが、おおまかな、わかったらちょっと教えていただきたい。

○上川高校教育課長 教科書につきましては、文部科学省が検定しました教科書の中から採択することになりますので、6月に教科書展示会を全県下で開いております。12カ所で開いております。それをもとに、各県立高校の中で選定委員会を校長を中心につくりまして、各教科の教科書について、教育委員会から示しました選定の基準に基づいて選定をいたします。その選定をいたしましたものを教育委員会高校教育課のほうに選定理由書を添えて提出をいただきますので、その提出されたものを庁内の教科書採択委員会の中で審議をいたしまして、その後教育長の専決をいただいて、そして教育委員会に報告するという手順でございます。9月には採択をしたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 ということは、最終的な権限があるのは教育長になるわけですか。それ

とも学校長。

○上川高校教育課長 いや、教育長でございます。

○松田三郎委員 田崎教育長ですか。ということは、極端に言うと、普通科の普通コースの教科書なんかも、学校によって違うのはあり得るわけですね。

○上川高校教育課長 高校の教科書につきましては、例えば、一つの教科書につきましても、国語なら国語で学校ごとに採択する教科書は異なりますし、同じ学校におきましても、学科・コースによって教科書は異なります。同じ普通科の中でも、進路によって教科書が異なる場合もございます。多い学校では、全ての教科書、109点採択している学校もございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 1点だけ、女子世界ハンドボールの招致について、お尋ねをしたいんですけども、7月に、知事も、協会からの主体的な取り組みをバックアップすると表明をされたと今報告がありました。何か県民の方にアピールだとか、そういう具体的なことは、この場では体育保健課さんなんだろうけれども、何かございますか。そこをまずちょっとお尋ねしたいと思います。

○平田体育保健課長 この世界ハンドボール選手権大会の招致につきましては、スポーツの振興のみならず、国際的な本県の情報提供とか、あるいは観光客の誘致とか、そういった課がございますので、県民の方への周知につきましても、関係各課と連携しながら今後取り組んでいきたいと考えております。

○前田憲秀委員 97年の男子のときも、一見ハンドボールというのはマニアックなスポーツ、確かにそうなんですけれども、非常に盛り上がった記憶がございます。そのときと今の本県の位置づけというか、また大きく違ってくる部分もあるかと思っておりますので、観光課さん、庁内全てを網羅するのかもしれませんが、体育保健課さんとしては、この招致に向けて、こういうことをアピールしたい、また、こういうことを県民の皆さんにアピールしたいというのを明確に早く発信をしていただきたいなというふうに思います。

今御報告があったように、9月に計画書提出、いろんな審査があるんでしょうけれども、そこに向けて同時進行で盛り上げていただきたいなということを要望させていただきます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 今、先ほど荒木委員のほうから質問がありましたけれども、体育保健課のほうにちょっとお尋ねしますけれども、最終的には、ことしの国体の順位の目標は大体どのくらい、何位ぐらいを設定されておられますか。

○平田体育保健課長 国体は、20位以内を目標にしているところでございます。

○早川英明委員 私が思いますに、この国体の順位というのは、ざっくりばらんに言いますと、県の力がそのまま出るというふうには私は思っています。この目標をまず設定していかぬことには、やはり競技力の向上にもならないし、また、競技力の向上をするためには予算も伴います。ただ、教育委員会のそこだけでなくして、これは全般的に、県全体でこのことをしていかなんといかぬじゃないかなとい

うふうに思いますから、まずは国体の開催県のときは、さっきおっしゃったように、もう優勝を目指していきます。そのためには、ただ、単年度ではだめということで、何年か計画でずっといきます。そのことが、国体が終わったら4～5年は成績が維持をしていくというふうな形になっておるのが結果だろうというふうに思います。だから、要は、やっぱり熊本県はどのくらいの予算があるから、どのくらいの設定をするという、やっぱり設定を設けることによって国体の順位というのは、向上するのにも、あるいは逆に下がるのにも、私はそこが一番大事じゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○平田体育保健課長 やはり目標を設定して取り組むことは大事であると考えているところでございます。

九州各県、ことしは北部九州のほうでインターハイがありましたし、4年前には大分県、また、来年度は長崎県で国体が開催されます。そのように、九州各県、強化しているところがございまして、本県もそういったところに負けないように目標を設定し、それを、各競技団体はもちろんですけれども、いろんなところに周知を図って強化に取り組んでいきたいと考えております。

○早川英明委員 目標を10位のほうに設定をしてください。上位のほうに。

○平田体育保健課長 これは、体育協会のほうにも強化委員会というのがございますので、体育協会のほうにもその旨お伝えしまして、その体育協会の強化を担当する中で今後また検討していきたいと思っております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長